

令和 8 年 3 月 2 4 日

国土交通省九州地方整備局

熊本河川国道事務所

阿蘇立野ダム周辺地区を「都市・地域再生等利用区域」に指定！

～阿蘇地域の地域振興に期待～

南阿蘇村においては、インフラツアーやイベント等において、阿蘇立野ダム周辺を地域振興の拠点として活用しており、また現在では、かわまちづくり事業による更なる利活用の推進を図り、魅力発信や地域活性化等を目的とした事業を実施しております。

同村において、阿蘇立野ダムを中心とした周辺地区の利活用を更に推進させることで水辺空間の賑わい創出、魅力ある地域づくりに繋がることを期待し、「都市・地域再生等利用区域」の指定に関する要望が九州地方整備局へ出され、今般、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」に指定されました。

今回の区域指定により、占用主体となる南阿蘇村と施設等の利用を希望する団体等とが協同で運営・利活用を行うことにより、指定区域内で更なるインフラツアーの拡充や物産販売の実施、キッチンカーによる営業やイベントの開催が可能となります。

【区域指定年月日】

○令和 8 年 3 月 2 4 日

【区域指定箇所】

○白川水系白川 阿蘇立野ダム周辺地区（南阿蘇村立野地先、別紙「平面図」に示す範囲）

占用主体：南阿蘇村

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所

技術副所長	うしろだ こうじ 後田 浩二	
河川管理課長	ふじの たかし 藤野 隆	（内線 3 3 1）
占用調整課長	たじり こうし 田尻 剛士	（内線 3 4 1）

TEL：096-382-1111（代表）

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下、「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下、「都市・地域再生等占用主体」という。）を次のとおり定める。

令和8年3月24日

九州地方整備局長

第1 都市・地域再生等利用区域

白川水系白川流域で別図に示す区域

第2 都市・地域再生等占用方針

（1）占用の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、遊歩道、食料貯蔵施設、及びこれら施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、キャンプ場等

（準則第二十二第3項第一号、第二号、第三号、第六号及び第十一号）

（2）許可方針

1. 占用申請にあたっては、河川法及びその他の関係法令を遵守すること。
2. 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
3. 占用する区域及びその周辺の河川環境等との調和や景観に配慮したものであること。
4. 阿蘇立野ダム周辺地域の振興に寄与するものであること。
5. 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持、適切な維持管理に努めること。
6. 占用の許可期間中に河川利用者等からの占用の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
7. 施設の使用にあたっては、その機能や稼働の支障とならないよう、措置を講ずること。また、白川の流下やダムの貯留に影響を与える場所（ダム直上流河床付近）に施設を設置する場合は、容易に移設できる一時的なものに限る。
8. 施設の使用に対し、河川管理者から指示があった場合は、その指示に従うこと。

9. 降雨、水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止し、速やかに河川管理者に連絡すること。
10. 河川管理者が緊急的に施設を使用する場合は、直ちに使用を中止すること。
11. 施設の使用を中止した場合は、利用者を円滑に避難させること。
12. 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
13. 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入の一部を、当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
14. 施設利用料の徴収及び活用状況（占用施設の利用者数や活動状況）を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

第3 都市・地域再生等占用主体

（1）都市・地域再生等占用主体

南阿蘇村（準則第二十二第4項第一号）

都市・地域再生等利用区域 平面図

